

災害拠点精神科病院の指定について

1. 概要

- ・ 平成 28 年の熊本地震等大規模災害発生時の教訓を踏まえ、災害時の精神疾患を有する患者の受入れ、精神症状の安定化等の対応が急務となった。
- ・ 災害時における精神科医療体制構築のため、各都道府県で少なくとも 1 か所以上の「災害拠点精神科病院」を整備することとされ、本県においても同病院の指定を行うもの。

2. 災害拠点精神科病院の要件等

- (1) 根拠等 「災害拠点精神科病院の整備について」(令和元年 6 月 20 日)
厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知
施行：平成 31 年 4 月 1 日
- (2) 指定要件 精神科の特性によるものを除き、災害拠点病院と共通
- ① 運営体制 精神科指定病院(措置入院等)、
災害派遣精神医療チーム(DPAT)の保有 等
 - ② 施設・設備 保護室、耐震構造、自家発電機(燃料 3 日分)、
トリアージ・タッグ 等
 - ③ その他 食料、飲料水、医薬品等(各 3 日程度)、
一次的な避難場所のための施設 等

3. 災害拠点精神科病院の機能

- ・ 精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能(措置入院者の転院対応等)
- ・ 他病院からの精神疾患を有する患者の受入れ、一時的避難場所
- ・ 被災した他の精神科病院等への支援(DPAT 隊派遣等)

4. 島根県における災害拠点精神科病院の指定(案)

- ・ 対象機関 島根県立こころの医療センター(出雲市下古志町)
- ・ 指定年月日 令和 2 年 4 月 1 日から